



鳥取県公報

平成 28 年 11 月 17 日(木)
号外第 101 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(49)(参画協働課)・・・3 鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例 (50)(水・大気環境課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正 する条例(51)(住まいまちづくり課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
◇ 規 則	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (54)(水・大気環境課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例案の概要

- (1) 知事に提出する書類について定めた規定中引用する特定非営利活動促進法の条項及び用語を改める。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の条例の規定中引用する大気汚染防止法の条項を改める。
 - ア 鳥取県石綿健康被害防止条例
 - イ 鳥取県税条例
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）とする。

◇鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

ガス事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の条例の規定中引用するガス事業法の条項及び用語を改める。
 - ア 鳥取県福祉のまちづくり条例
 - イ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査する工場等について定めた規定中引用する大気汚染防止法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）とする。

条 例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。</p>	<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項又は第4項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。</p>
<p>(特例認定の申請)</p> <p>第18条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(仮認定の申請)</p> <p>第18条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>
<p>(合併の認定の申請)</p> <p>第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(合併の認定の申請)</p> <p>第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例

(鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正)

第1条 鳥取県石綿健康被害防止条例(平成17年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。) <u>第2条第11項</u> に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当しないものをいう。 (6)・(7) 略	(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。) <u>第2条第12項</u> に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当しないものをいう。 (6)・(7) 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語) 第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) <u>第2条第16項</u> に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。	(用語) 第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) <u>第2条第14項</u> に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

附 則

この条例は、平成30年4月1日(水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)から施行する。

鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第1条 鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別特定建築物の追加)</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業</u>、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(特別特定建築物の追加)</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業</u>、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)</p> <p>(3)～(6) 略</p>

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第2条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成4年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業、ガス事業法(昭和29年法律第51号)<u>第2条第11項に規定するガス事業</u>、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業、ガス事業法(昭和29年法律第51号)<u>第2条第10項に規定するガス事業</u>、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用</p> <p>(4)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

規 則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業者が行う調査等)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)は、次に掲げる工場又は事業場(以下「工場等」という。)において、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準その他知事が適切と認める方法により、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)であつて2日を超える期間にわたるものを行う工場等</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>(事業者が行う調査等)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)は、次に掲げる工場又は事業場(以下「工場等」という。)において、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準その他知事が適切と認める方法により、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)であつて2日を超える期間にわたるものを行う工場等</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～7 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）とする。